

対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 の所在地	備考
宮崎県児湯郡新富町	宮崎県児湯郡新富町	大字新田一万九千五百八十一番地
宮崎県児湯郡新富町	宮崎県児湯郡新富町	大字新田及び大字三納代（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
宮崎県児湯郡新富町	宮崎県児湯郡新富町	大字上富田、大字新田及び大字三納代（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

十三 航空自衛隊新田原基地

備考
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 の所在地	備考
青森県三沢市	青森県三沢市	大字三沢字平畑ほか
青森県三沢市	青森県三沢市	大字三沢、中央町三丁目、大町二丁目及び四丁目、東久保一丁目、花園町一丁目、二丁目及び四丁目、東久保三丁目、岡三沢五丁目、平畑一丁目並びに大字大浦（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
青森県三沢市	青森県三沢市	大字大浦（次の図面に示す部分に限る。）

十五 三沢飛行場

備考
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

示す部分に限る。、字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、字具志（次の図面に示す部分に限る。）、字高良、字当間（次の図面に示す部分に限る。）、並びに字宮城（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	備考
青森県つがる市	青森県つがる市	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
豊富町屏風山	豊富町屏風山（次の図面に示す部分に限る。）	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
豊富町屏風山	豊富町屏風山及び富滝町屏風山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>

十六 車力通信所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	備考
青森県上北郡東八町	大字大浦（次の図面に示す部分に限る。）	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>
青森県上北郡東八町	大字大浦（次の図面に示す部分に限る。）	<p>一 北緯四十度四十三分四秒、東経百四十一度十八分三十二秒の点</p> <p>二 北緯四十度四十三分十二秒、東経百四十一度十八分三十三秒の点</p> <p>三 北緯四十度四十三分三十八秒、東経百四十一度十九分十二秒の点</p> <p>四 北緯四十度四十三分四十一秒、東経百四十一度十九分四十二秒の点</p> <p>五 北緯四十度四十三分三十六秒、東経百四十一度二十分十九秒の点</p> <p>六 北緯四十度四十三分二十五秒、東経百四十一度二十分五十九秒の点</p> <p>七 北緯四十度四十三分六十秒、東経百四十一度二十一分十四秒の点</p> <p>八 北緯四十度四十四分三秒、東経百四十一度二十一分二十八秒の点</p>

十七 横田飛行場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	備考
東京都福生市	大字熊川ほか	<p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>
東京都福生市	大字熊川及び大字福生（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
東京都羽村市	川崎（次の図面に示す部分に限る。）	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
東京都西多摩郡瑞穂町	大字箱根ヶ崎、大字殿ヶ谷、大字石畑及び大字武蔵（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
東京都武蔵村山市	大字岸及び大字三ツ木	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
東京都立川市	西砂町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
東京都昭島市	美堀町三丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
東京都福生市	大字熊川（次の図面に示す部分に限る。）、大字熊川二丁目、牛浜（次の図面に示す部分に限る。）、大字福生（次の図面に示す部分に限る。）、大字福生二丁目及び武蔵野台一丁目	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
東京都羽村市	川崎（次の図面に示す部分に限る。）、神明台四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
東京都西多摩郡瑞穂町	むさし野一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに三丁目、南平一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに箱根ヶ崎東松原、大字箱根ヶ崎、大字武蔵、大字殿ヶ谷及び大字石畑（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
東京都武蔵村山市	大字岸、大字三ツ木、中原三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに五丁目、残堀二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び伊奈平四丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
東京都立川市	一番町六丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに西砂一丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
東京都昭島市	美堀町三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに五丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>